**「天海訴訟」の最高裁での弁論期日が決まりました。**

**（第一小法廷2025年６月２６日(木)午後３時）**

**「最高裁判所に、天海さんが受けた千葉市の２つの暴挙に対する**

**平等・人権にもとづく公正な判決をもとめる」**

**団体署名をはじめました。**

**ご協力をお願いします。**

私たち「天海訴訟を支援する会」は、改めて、最高裁判所に対して「千葉市の２つの暴挙に対する平等・人権にもとづく公正な判決をもとめる」団体署名を始めました。

天海訴訟は、２０１４年、介護サービスではなく、障害福祉サ―ビスの継続を求めた重度の障害がある天海さんの生命や生存権を脅かし、人権や尊厳をふみにじり、福祉サービスを乱暴にも絶ち切った千葉市の暴挙を不服とし、2015年11月千葉地裁に提訴したことに端を発します。

千葉市の暴挙はこれにとどまらず、自治体行政として住民の命や生存権、人権や尊厳にもかかわる障害福祉制度、介護保険制度を運営する立場にありながら、丁寧で慎重であるべき行政対応を怠り、地方自治体のあり方の根幹にかかわる障害者間の不均衡から目をそらして回避しなかった責任を顧みませんでした。そして、２０２３年４月、東京高裁の判決を不服とし、上告受理申立てを行いました。

この2つの暴挙に関し、２０２３年３月、東京高裁は、天海さんより収入が多い世帯の障害者が６５歳に達して介護保険に移行した後、『境界層措置』により、介護保険サービスの利用料を全額免除され利用料を負担しない者がある一方で、天海さんはもともと非課税であるため、この支援措置が受けられず、障害者間の不均衡が生じることに着目し、「千葉市は、域内の住民のための社会保障を担っており、社会保障制度を運用するについては、住民に不均衡が生じないよう配慮すべきものであって、住民相互の不均衡をもたらす措置は避けることが求められる立場にあるというべきである。」とし、「不均衡を避けるためという限度においては、障害福祉サービスに係る自立支援給付を継続することができる裁量権を有すると考えられる」との判断を示し、国家賠償法に基づく賠償を認めたことに背くものです。

私たちは、この署名が、天海訴訟の全面解決、憲法に基づく生存権や人権を基盤とする障害(児・者)福祉、地方自治体のあり方の発展につながることを願っています。

　　　　　　　　　　　　　２０２5年4月3日

天海訴訟を支援する会

【この署名の締め切りと送付先】

締め切り　２０２５年5月30日必着でお願いします。

送 付 先　〒262－0032

千葉市花見川区幕張町5-417-222幕張ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ109 障千連内

TEL・FAX：043-308-6621 ホームページ：<http://amagai65.iinaa.net/>

最高裁判所第一小法廷

裁判官　安浪亮介　　様

裁判官　岡正晶　　　様

裁判官　堺徹　　　　様

裁判官　宮川美津子　様

裁判官　中村愼　　　様

**要望書**

天海訴訟は、２０１４年、障害福祉サ―ビスの継続を求めた重度の障害がある天海さんの生命や生存権を脅かし、人権や尊厳、平等をふみにじり、福祉サービスを乱暴にも打ち切った千葉市の暴挙を不服とし、2015年11月千葉地裁に提訴したことに端を発しています。

千葉市の暴挙はこれにとどまらず、２０２３年３月の東京高裁の判決に対し、生存権や人権にかかわる障害福祉制度、介護保険制度を丁寧で慎重に運営する立場にありながら、『境界層措置』など障害者間の不均衡などから目をそらし、回避しなかった責任を棚上げして、同年4月に上告受理申立てを行いました。これが２つ目の暴挙です。

提訴からすでに9年を超え、自力で歩けないなど重度の障害のある天海さんは、75歳になっています。

最高裁におかれましては、人権保障の最後の砦として以下の要望を受け止めていただき、公正な判決を求めます。

**要望**

**天海さんが受けた千葉市の２つの暴挙に対して、生存権・人権・平等にもとづく公正な判決を求めます**

|  |  |
| --- | --- |
| **団体名** | **住所等** |
|  | 住　　所：代表者名： |

提出者：天海訴訟を支援する会